

[検討事項] □委員間の自由討議の保障**1. 考え方について**

委員会は、その専門性や特性をいかして、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を保障するものとする。

2. 福島市議会の状況

□請願・陳情の審査や意見書案の協議などにおいて実施している。

※委員会の特性（参考：地方議会研究会「議会運営の実際」）

本会議の下審査機関として、専門的立場から詳細かつ能率的な審査を行い、各種の意見を調整し、その経過と結果を本会議に報告することにより、他の議員の表決の参考資料（参考意見）を提供すること。

- ①委員会は議会の予備的、下審査的機関であり、その構成は本会議の縮図となっている。
- ②委員会は所管の事項（常任委員会）や特定の事件（特別委員会）について、専門的に審査する。
- ③委員会では能率的な審査が期待できる。
- ④委員会には独立性が保障されている。
- ⑤委員会は意見を調整する場である。

3. 参考条文、参考事例等**○上越市 第 16 条（委員会）**

- 1 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

○富士市 第 12 条（議会の合意形成）

議会は、合議制の機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。

- 2 議会は、原則として常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の活動を中心に議員間討議を行うものとします。